

社会医療法人財団新和会 訪問リハビリテーションさとまち 運営規程
(訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する 介護老人保健施設 さとまち が行う指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業の提供に当たっては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者を対象とします。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者の他、保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 1 名称 訪問リハビリテーションさとまち
- 2 所在地 愛知県安城市里町畑下6 2番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務するの職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

管理者（医師と兼務） 1名

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

(1) 管理者

管理者は、事業所の職員およびその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行います。

(3) 作業療法士

作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行います。

(4) 言語聴覚士

言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- 1 営業日 月曜日から土曜日まで。
ただし、年末年始（12月31日から1月2日）を除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分
- 3 窓口時間 午前8時45分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付します。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は以下のとおりです。

安城市

知立市

岡崎市西部

宇頭町、宇頭北町、宇頭南町、宇頭東町)

豊田市南部

駒場町、生駒町、高丘新町、高岡本町、若林西町、中根町、若林東町、吉原町、和合町、広美町、福受町、花園町

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

- 2 第7条に記載の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収します。

区分（片道の距離）	交通費
実施地域を越えた地点から5km未満	300円
実施地域を越えた地点から5km以上10km未満	500円
実施地域を越えた地点から10km以上	1000円

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ます。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めます。

(事故発生時の対応)

第10条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行います。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。
 - 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施の上、当該担当者を定めます。
 - 4 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。
 - 5 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
 - 6 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とします。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 1月 1日から施行する。